第11期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■ 事業報告

1. 主要な事業内容
2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
3. 主要な借入先及び借入額
4. 財産及び損益の状況
5. 株式に関する事項
6. 新株予約権に関する事項
7. 社外役員に関する事項
8. 会計監査人に関する事項
9. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
10. 株式会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類　連結注記表
■ 計算書類　株主資本等変動計算書
■ 計算書類　個別注記表

（ご参考）社外役員独立性基準

株式会社じげん

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://ir.zigexn.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

事業報告

1．主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループはライフメディアプラットフォーム事業を主な事業としております。

2．主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（平成29年３月31日現在）

（1）主要な営業所

①　当社

本社（東京都港区）

②　主要な子会社の営業所

株式会社リジョブ（東京都新宿区）

株式会社三光アド（愛知県名古屋市）

（2）使用人の状況

①　企業集団の使用人の状況

会社の名称	従業員数（名）
当社	96［ 15 ］
株式会社リジョブ	67［ 69 ］
株式会社三光アド	29［ － ］
株式会社ブレイン・ラボ	28［ － ］
株式会社にじげん	6［ 10 ］
その他	28［ 6 ］
合計	254［ 100 ］

（注）使用人数は従業員数であり、正社員の他、契約社員を含み、臨時雇用者数（アルバイト）は［ ］内に年間平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数（名）	前期末比増減(名)	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
96［ 15 ］	20［ － ］	31.30	2.29

（注）使用人数は従業員数であり、正社員の他、契約社員を含み、臨時雇用者数（アルバイト）は［ ］内に年間平均人員を外数で記載しております。

３．　主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,109,519千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,766,000千円
株式会社三井住友銀行	1,100,020千円

４．　財産及び損益の状況

財産及び損益の状況の推移

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
売　　上　　高（千円）	1,927,178	3,116,436	5,031,739	7,556,632
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	536,283	685,717	899,025	1,284,001
1株当たり当期純利益（円）	10.58	13.26	17.39	24.41
純　　資　　産（千円）	2,053,727	2,744,415	3,643,099	6,281,310
総　　資　　産（千円）	2,534,285	8,388,782	8,847,946	13,686,911

（注）　当社は平成25年９月４日付で普通株式１株につき35,000株の割合で株式分割を行いましたが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期
売　　上　　高（千円）	1,915,669	1,959,127	2,342,707	3,418,847
当　期　純　利　益（千円）	510,369	447,114	411,548	466,864
1株当たり当期純利益（円）	10.07	8.65	7.96	8.87
純　　資　　産（千円）	2,034,085	2,481,200	2,892,748	4,716,217
総　　資　　産（千円）	2,556,469	7,452,006	7,250,320	10,621,036

（注）　当社は平成25年９月４日付で普通株式１株につき35,000株の割合で株式分割を行いましたが、第８期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

５．株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

（１）発行済株式の総数　　53,451,200株

（２）株主数　　8,203名

（３）大株主の状況

株主名	所有数	持株比率
株式会社じょうげん	25,025,000株	46.82%
平尾丈	11,878,700株	22.22%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,485,500株	10.26%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,177,200株	2.20%
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	715,900株	1.34%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	640,000株	1.20%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	222,314株	0.42%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	157,509株	0.29%
長澤信治	145,000株	0.27%
黒田典宏	140,000株	0.26%
鈴木一平	140,000株	0.26%

（注） 持株比率は、自己株式（45株）を控除して計算しております。

６．新株予約権に関する事項（平成29年３月31日現在）

（１）当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	平成24年第３回 ストック・オプション
新株予約権の数	13個
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 455,000株
新株予約権の発行価額	—円
新株予約権の行使価額	１個当たり280,000円
権利行使期間	自 平成26年10月１日 至 平成34年９月22日
保有状況	〔取締役（社外取締役を除く）〕 保有者数 １名 〔社外取締役〕 保有者数 １名

（注） 平成25年９月４日付で普通株式１株を35,000株とする株式分割を行いました。株式の付与数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

（2）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

	平成28年第7回 新株予約権
新株予約権の数	1,400個
株式の種類及び付与数	普通株式 140,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり1,782円
新株予約権の行使価額	1個当たり67,800円
権利行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成33年12月31日
保有状況	〔当社使用人〕 保有者数 1名

7. 社外役員に関する事項

（1）社外役員の兼職その他の状況

・取締役須藤実和氏は、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授、株式会社プラネットプランの代表取締役及び株式会社エー・ディー・ワークスの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役尾上正二氏は、株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社ブレイン・ラボ及び株式会社にじげんの監査役であります。それらの会社は当社の子会社であります。

・監査役木村忠昭氏は、株式会社アドライトの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役宮崎隆氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

（２）各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	須　藤　実　和	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全15回出席し、公認会計士としての専門的見地並びに企業・ビジネスの研究活動及び経営コンサルティング活動の豊富な見識を踏まえ、当社において中立かつ客観的観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	尾　上　正　二	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全15回出席、また監査役会15回のうち全15回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	北　村　導　人	平成28年６月28日に辞任するまでに開催された取締役会４回のうち全４回出席、また監査役会４回のうち全４回出席し、公認会計士及び弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	木　村　忠　昭	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席、また監査役会15回のうち14回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宮　崎　　隆	就任後に開催された取締役会11回のうち全11回出席、また監査役会11回のうち全11回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

（注）　上記の取締役会の開催回数ほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

８．会計監査人に関する事項

（１）名称　　有限責任監査法人トーマツ

（２）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,800千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	60,460千円

（注１）会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

（注２）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外であるIFRS(国際会計基準)の導入に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められた場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性などにおいて問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とする事を監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

９．　業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（１）内部統制システム構築の基本方針

① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ⅰ）当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。

（ⅱ）当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。

（ⅲ）当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。

（ⅳ）「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。

（ⅴ）社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。

（ⅵ）監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。

（ⅶ）職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査担当部門が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。

（ⅷ）内部監査担当部門は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役社長に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。

② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ⅰ）原則として毎月１回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。

（ⅱ）当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか当社グループの事業戦略についての討議機関として当社及び当社子会社の取締役等により構成する会議を原則として毎週１回開催し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

（ⅲ）管理業務担当の取締役を設け、職務執行に関する権限及び責任を明確にする。
（ⅳ）取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（ⅰ）株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類（磁気的記録を含む。）は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
（ⅱ）取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。

④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
（ⅰ）「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
（ⅱ）「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
（ⅲ）経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役社長は取締役会へ報告する。
（ⅳ）関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
（ⅰ）当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行なう。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
（ⅱ）内部監査担当部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び改善状況を含む。）を把握、評価し、代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。

(ⅱ) 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。

(ⅲ) 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。

(ⅳ) 当社内部監査担当部門は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。

(ⅴ) 当社監査役は、子会社取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。

(ⅱ) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

(ⅲ) 当社は、監査役へ報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることができる体制をとる。

(ⅱ) 監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役社長と随時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

（iii）監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
（iv）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（i）当社では毎月催行されるイベント「明日会」において管理部門より従業員に対してテーマを設けて当社事業に係る法令及び遵守の説明を行なっております。また、個人情報保護については当社及び当社子会社の計３社において「プライバシーマーク」を取得しており、毎年１回個人情報保護教育を従業員に対し実施しております。
（ii）当社及び当社の子会社では、法令の制定及び改定に絶えず注意を払い、経営環境の変化に対応して必要に応じ規程類の見直しを行っております。
（iii）コーポレートガバナンス・コード原則2-5. 及び「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、当社従業員の入社時のガイダンス資料に記載する等により周知を図るとともに、都度開催されるコンプライアンス委員会において内部通報の報告が行われております。

② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（i）当社取締役は毎月１回開催される当社取締役会において、自己の職務の執行状況について報告を行なうほか、重要事項に関しては必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。なお当事業年度においては定例取締役会が12回、臨時取締役会が３回開催されております。
（ii）当社代表取締役社長、事業統括、ディビジョン長及び当社の各子会社の取締役が出席する事業統括会を毎週１回開催し、当社及び各子会社の事業の進捗状況、戦略の共有その他重要事項の報告が行われております。

③　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録等の重要書類は、関係法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

(ⅱ) 重要書類及び個人情報はその重要度に応じて適切な施錠管理が行われており、関係者以外の閲覧を固く禁じております。

④　当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社において「危機管理規程」に基づき、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とすることを定めるほか、従業員に対しては緊急事態における上長への迅速な連絡を行う旨の周知徹底を図り、重要度に応じて社外取締役及び社外監査役にも報告を行なう体制を敷いております。

⑤　当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の各子会社は、関係法令及び証券取引所の規則に対応して、適正かつ適時に財務報告を行なうため、必要に応じて経理人員の補充を行うほか、適切な会計処理を行うため有効性のある内部統制を築き、監査法人による適正な内部統制の評価が行われております。

⑥　当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 当社は、当社の子会社本店事務所をできる限り当社本店事務所と同じ場所に集中させることにより子会社の業務運営の監視のほか、当社グループ全体の内部統制の強化、及び当社カルチャーの子会社への浸透を図っております。

(ⅱ) 当社は、海外子会社を含め当社・各子会社間の相互の連絡を密にする努力を行ない、子会社の重要事項に関しては当社が意思決定を行なう運用となっております。また当社取締役又は使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務運営の監視、当社とのシナジーの創出、及び戦略の共有化が図られております。

(ⅲ) 当社監査役は、子会社の取締役会に出席するほか積極的に子会社の業務運営の把握に努め、子会社に対して適正な監査を行っております。

⑦　取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社管理部門管掌取締役を始めとして取締役及び使用人が当社監査役と十分な連携を確保することにより、当社監査役に対し重要事項の共有が行われております。

⑧　当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（i）当社監査役は、当社及び当社子会社の取締役会への出席のほか、当社代表取締役社長、事業統括、ディビジョン長及び当社各子会社の取締役が出席する事業統括会に出席し、重要事項の共有を受けるほか、必要に応じて意見を述べております。

（ii）当社監査役は、取締役会とは別に社外取締役とともに代表取締役社長との懇談会を随時開催し、意見交換を行っております。

10.　株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、現時点において特別な買収防衛策及び会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を特に定めておりません。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

① 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数　７社

主要な連結子会社の名称

株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社ブレイン・ラボ、
株式会社にじげん

平成29年１月に株式会社三光アドの株式を100％取得したことにより、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

なお、平成28年４月に株式を取得し、連結の範囲に含めていた株式会社エリアビジネスマーケティングは、平成28年７月１日付で当社が吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

④ 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）および平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～43年
工具、器具及び備品	２～８年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（主として５年）に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 販売促進引当金

当社グループは、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を計上しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

９年～20年間の定額法により償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費　　定額法（３年）により償却しております。

新株予約権発行費　　定額法（３年）により償却しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

本社事務所移転に伴い、当社が保有する固定資産等のうち、移転後に使用が見込まれない資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の減価償却費が54,437千円増加し、営業利益及び経常利益がそれぞれ54,437千円減少しております。なお、当該資産は当連結会計年度中に除却したため、税金等調整前当期純利益への影響はありません。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　55,324千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	51,691,200	1,760,000	－	53,451,200
合計	51,691,200	1,760,000	－	53,451,200

株式数の増加は、新株予約権の行使による新株の発行によるものです。

② 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　805,000株

7. 金融商品に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。回収遅延債権については、定期的に各担当者に報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等はすべてが１年以内に支払期日が到来するものであります。また、これらの営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理に関しては、資金計画は四半期ごとに見直しを行い、必要となる資金を計画的に調達しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	5,872,990	5,872,990	－
(2) 売掛金	1,336,435	1,336,435	－
貸倒引当金　※１	△18,149	△18,149	－
資産計	7,191,276	7,191,276	－
(1)未払金	475,694	475,694	－
(2)未払法人税等	711,306	711,306	－
(3)長期借入金　※２	4,975,539	4,975,350	△188
負債計	6,162,540	6,162,352	△188

※１　売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

※２　長期借入金には１年内の返済予定分を含んでおります。

（注）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

固定金利によるものであり、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	117円51銭
１株当たり当期純利益	24円41銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

（企業結合等関係）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社三光アド(以下「三光アド」)

事業の内容　新聞折込求人広告の企画・制作・発行

② 企業結合を行った主な理由

リアル媒体とインターネット媒体のクロスセル、および当社が有するウェブマーケティングのノウハウ活用によって三光アドの顧客基盤拡充、集客力強化を企図しており、三光アドが有する顧客基盤及び求人情報を当社が運営するアグリゲーションメディアへと統合することで、ユーザーの利便性やクライアントメディアへの送客力向上を目指しているためであります。

③ 企業結合日

平成29年１月10日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100％

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が議決権比率の100％を所有したため、当社を取得企業としております。

(2) 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
平成29年１月10日から平成29年３月31日まで
(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳
取得の対価　現金及び預金　　3,026,036千円
(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザリー費用等　　8,250千円
(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
① 発生したのれんの金額
2,014,616千円
② 発生原因
主として被取得企業の今後の事業展開において期待される将来の超過収益力によるものであります。
③ 償却方法及び償却期間
11年間にわたる均等償却
(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	941,674千円
固定資産	57,521千円
資産合計	999,196千円
流動負債	200,263千円
負債合計	200,263千円

(7) 企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度に係る連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,397,747千円
営業利益	337,306千円
経常利益	350,197千円

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と、当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。
なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

株主資本等変動計算書

（自平成28年４月１日　至平成29年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	531,366	531,366	531,366	1,830,016	1,830,016
当期変動額					
当期純利益				466,864	466,864
新株の発行（新株予約権の行使）	671,270	671,270	671,270		
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	671,270	671,270	671,270	466,864	466,864
当期末残高	1,202,636	1,202,636	1,202,636	2,296,880	2,296,880

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	－	2,892,748	－	2,892,748
当期変動額				
当期純利益		466,864		466,864
新株の発行（新株予約権の行使）		1,342,540		1,342,540
自己株式の取得	△48	△48		△48
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			14,112	14,112
当期変動額合計	△48	1,809,355	14,112	1,823,468
当期末残高	△48	4,702,104	14,112	4,716,217

（注）　千円未満の端数については切捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び子会社出資金

移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）および平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	３年
工具、器具及び備品	２～８年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年)、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（主として６年）に基づいております。

③ 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 販売促進引当金

当社は、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を計上しております。

④　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費　　定額法（３年）により償却しております。

新株予約権発行費　　定額法（３年）により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響は軽微であります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

本社事務所移転に伴い、当社が保有する固定資産等のうち、移転後に使用が見込まれない資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、当事業年度の減価償却費が54,437千円増加し、営業利益及び経常利益がそれぞれ54,437千円減少しております。なお、当該資産は当事業年度中に除却したため、税引前当期純利益への影響はありません。

4. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

5. 貸借対照表に関する注記

① 資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額	11,982千円

② 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	134,575千円
長期金銭債権	135,000千円
短期金銭債務	21,499千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高	
売上高	20,141千円
仕入高	56,538千円
販売費及び一般管理費	24,441千円
営業取引以外の取引による取引高	8,225千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	45株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	11,819千円
賞与引当金	4,453千円
販売促進引当金	31,192千円
関係会社株式	8,566千円
資産除去債務	11,333千円
その他	2,398千円
繰延税金資産合計	69,763千円
繰延税金負債	
顧客関連資産	33,360千円
資産除去債務に対応する除去費用	10,666千円
繰延税金負債合計	44,026千円
繰延税金資産の純額	25,736千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社にじげん	所有 直接 100.00	役員の兼任 Web集客業務の委託 本社事務所の賃借	資金の貸付(注)	-	関係会社長期貸付金(1年内回収予定の関係会社長期貸付金)	225,000 (90,000)

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	88円23銭
1株当たり当期純利益	8円87銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

（ご参考）

社外役員独立性基準

株式会社じげん（以下、「当社」という。）は、当社の経営監視機能及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（社外取締役の候補者及び社外監査役の候補者を含む。以下、「社外役員」と総称する。）がある一定以上の独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、独立性の基準を以下のとおり定め、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していない者と判断します。

１．現在又は過去10年間において、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人であった者（以下、「業務執行者」と総称する。）

２．現在又は過去５年間において、下記のいずれかに該当する者

(1) 当社への出資比率が10%以上の大株主又はその業務執行者

(2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、主要な取引先の基準は、当社との一事業年度の取引額が、当社グループの連結総売上高又は当該取引先の総売上高の２%を超えるものをいう。

(3) 当社の主要な借入先又はその業務執行者

なお、主要な借入先の基準は、当社との借入金残高が一事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該借入先金融機関の総資産の２%を超えるものをいう。

(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士及び弁護士等の専門家

なお、多額の金銭その他の財産の基準は、下記いずれかに該当する場合をいう。

① 当該専門家が個人で役務を提供している場合においては、当社との過去３年の平均年間取引額が年間1,000万円を超えるとき

② 当該専門家が業務執行者として所属する法人、組合等の当社との過去３事業年度の平均年間取引額が、当該団体の総売上高の２%を超えるとき

(5) 当社から多額の寄付を受けている者又は受けている団体の業務執行者

なお、多額の基準は、過去３事業年度の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(6) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合において、当該他の会社の業務執行者

３．上記１及び２に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者及び二親等以内の親族なお、重要でない者とは、上記２に掲げる者のうち業務執行者に該当する場合において、当社に対する役務の提供に直接関わっていない使用人の立場である者をいう。